



# なくそう!! 高齢者虐待

## 高齢者虐待防止法ってご存知ですか？

高齢者の尊厳を守るため『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』が平成 18 年 4 月から施行されています。この法律の「高齢者」とは 65 歳以上の人をいいます。また、「高齢者虐待」を次の 5 類型と定義しています。

この法律の一番の特徴は、高齢者虐待防止と家族介護者等の養護者（介護をしている人）支援も合わせ高齢者の人権を守っていくことを目的としているところです。

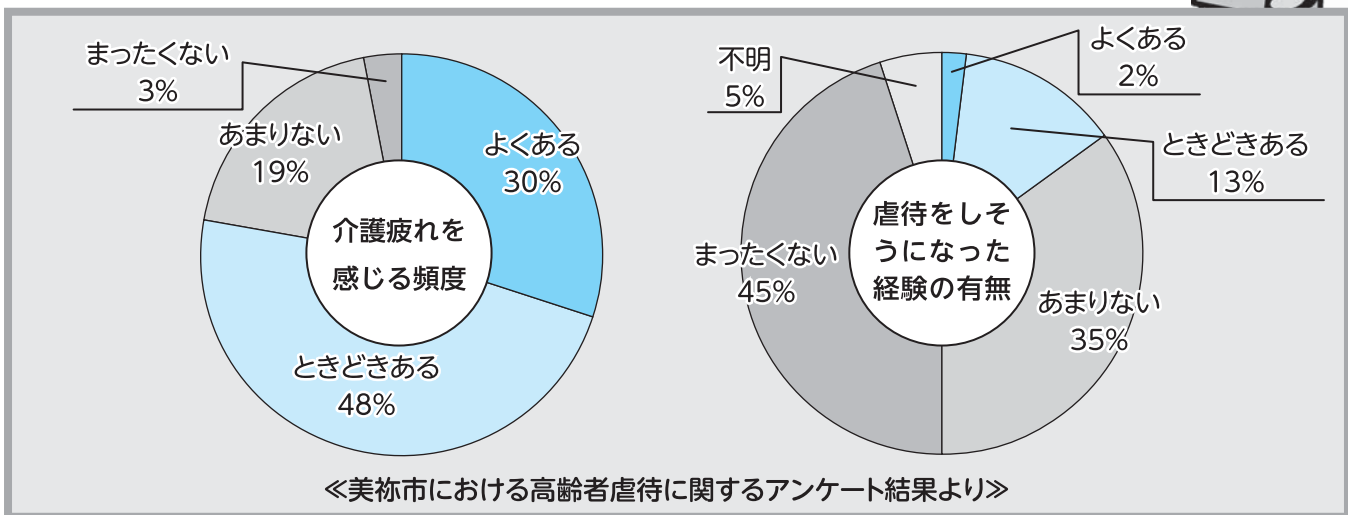
- ①身体的虐待
- ②心理的虐待
- ③介護等の放棄・放任
- ④経済的虐待
- ⑤性的虐待

## 高齢者虐待は身近な問題です！

『高齢者虐待』と聞かれてもそんなことあるの?と思う人がほとんどかもしれません。しかし、高齢者虐待は誰にでも起こりうる身近な問題として考えていく必要があります。高齢者虐待の要因はさまざまですが、介護を熱心に取り組むあまり、疲れ果てて虐待を知らず知らずにしてしまうところに高齢者虐待の特徴があります。

昨年、在宅で介護をしている人に、アンケート調査を実施しました。『介護疲れ』を感じる事が、「よくある」「ときどきある」を合わせると約 80%でした。

また『虐待をしそうになった経験』のある人は「よくある」「ときどきある」をあわせると 15%で、「ゼロ」でない実態が明らかになりました。



## 虐待かなと感じたらご相談ください

このことから虐待は、決して遠い世界の話ではなく、誰にでも起こりうる問題です。高齢者虐待は、虐待をしている人にその認識がなく行われることが多く、虐待を受けている高齢者も事実を訴えることができないことが多いのが現状です。高齢者虐待の早期発見や早期対応はとても重要なことです。市では、地域包括支援センターが中心となって高齢者虐待に対応しています。介護負担や虐待かなと悩むことがあればご相談ください。

問合せ先 地域包括支援センター [☎0837(54)0138]、秋芳地域包括支援センター [☎0837(64)5111]

## 封筒に広告主を募集します！

問合せ先 総務課 [☎0837(52)1110]

市では、封筒裏面に広告を掲載していただける企業、団体を募集します。掲載する封筒の種類や広告料については、右表のとおりです。

広告の掲載基準等の詳細については、総務課行政係にお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。

また、今回の申込期限後も随時募集しますので、お気軽に問合せください。

封筒の種類	市公用共通封筒（市役所各課において共通して使用する封筒）
封筒サイズ	長形3号封筒または角形2号（封筒サイズを選択することはできません。）
広告スペース	封筒裏面（1枚の大きさは、縦6cm×横10cm）
募集枚数	4枚
印刷枚数	20,000枚（黒一色刷り）
広告料	1枚 20,000円
申込締切	7月29日 昼
使用期間	封筒作成後から封筒の在庫のある期間

# 後期高齢者医療制度の 「限度額適用・標準負担額減額認定証」 に関するお知らせ



後期高齢者医療制度の被保険者で、**住民税非課税世帯の人**は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(減額認定証)の交付を受けることができます。

**入院時に**この減額認定証を医療機関に提示することで、食事代や居住費が減額され、医療機関での窓口負担も一定額までとなります。

**減額認定証の交付を受けるには申請が必要です。**申請は随時受け付けておりますので、後期高齢者医療制度の保険証をご持参の上、手続きを行ってください。

## 現在お持ちの人へ (更新のお知らせ)

現在交付されている減額認定証の有効期限は、平成23年7月31日までとなり、更新が必要になります。

現在、減額認定証をお持ちの人で…

①平成 23 年8月以降の認定区分が「**区分Ⅰ**」(\*1)の該当となる人

➔**8月上旬に新しい減額認定証を直接送付します。**(自動更新のため申請書提出の必要はありません。)

②平成 23 年 8 月以降の認定区分が「**区分Ⅱ**」(\*2)の該当となる人

➔7月下旬に山口県後期高齢者医療広域連合から「**申請のお知らせ**」と「**申請書**」を送付しますので、必ず**8月31日**までに更新の手続きをしてください。

なお、現在「**区分Ⅱ**」の減額認定証をお持ちの人で、その減額認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、申請することで食事代が更に減額されます。申請の際は病院の領収書など、入院日数の分かる書類をご持参ください。

\*1区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(年金収入は控除額を80万円として計算します)または老齢福祉年金受給者

\*2区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税(区分Ⅰ以外の人)

○申請・更新場所：市民課高齢者医療係、各総合支所、各出張所

○必要なもの：①後期高齢者医療制度の保険証

②現在交付されている平成22年度の減額認定証

③現在「**区分Ⅱ**」の減額認定証をお持ちの人で、22年度の認定期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、入院日数が確認できる書類(病院の領収書など)

問合せ先 県後期高齢者医療広域連合〔☎083(921)7111〕、市民課〔☎0837(52)5231〕

## 無料クーポンによる子宮頸がん・乳がん検診が始まりました

女性特有のがん対策の一環として、対象者に「がん検診無料クーポン券」と受診できる医療機関一覧を郵送しています。クーポン券を使用できる期限は、**7月1日から平成24年1月31日**(医療機関によっては、早い場合があります。)までになります。

無料クーポン券で、あなたの健康のためにがん検診を受けましょう。

問合せ先 健康増進課〔☎0837(53)0304〕

### 対象者

平成23年4月20日の時点で美祢市に住所を有する女性で、右の表の生年月日に該当する人です。

※平成 23 年4月 20 日以降、姓の変更などで、お手元にクーポン券が、届いていない人は、次の問合せ先にご連絡ください。

検診種類	対象年齢	対象となる生年月日
子宮頸がん検診	20歳	平成2(1990)年4月2日～平成3(1991)年4月1日
	25歳	昭和60(1985)年4月2日～昭和61(1986)年4月1日
	30歳	昭和55(1980)年4月2日～昭和56(1981)年4月1日
	35歳	昭和50(1975)年4月2日～昭和51(1976)年4月1日
	40歳	昭和45(1970)年4月2日～昭和46(1971)年4月1日
乳がん検診	40歳	昭和45(1970)年4月2日～昭和46(1971)年4月1日
	45歳	昭和40(1965)年4月2日～昭和41(1966)年4月1日
	50歳	昭和35(1960)年4月2日～昭和36(1961)年4月1日
	55歳	昭和30(1955)年4月2日～昭和31(1956)年4月1日
	60歳	昭和25(1950)年4月2日～昭和26(1951)年4月1日